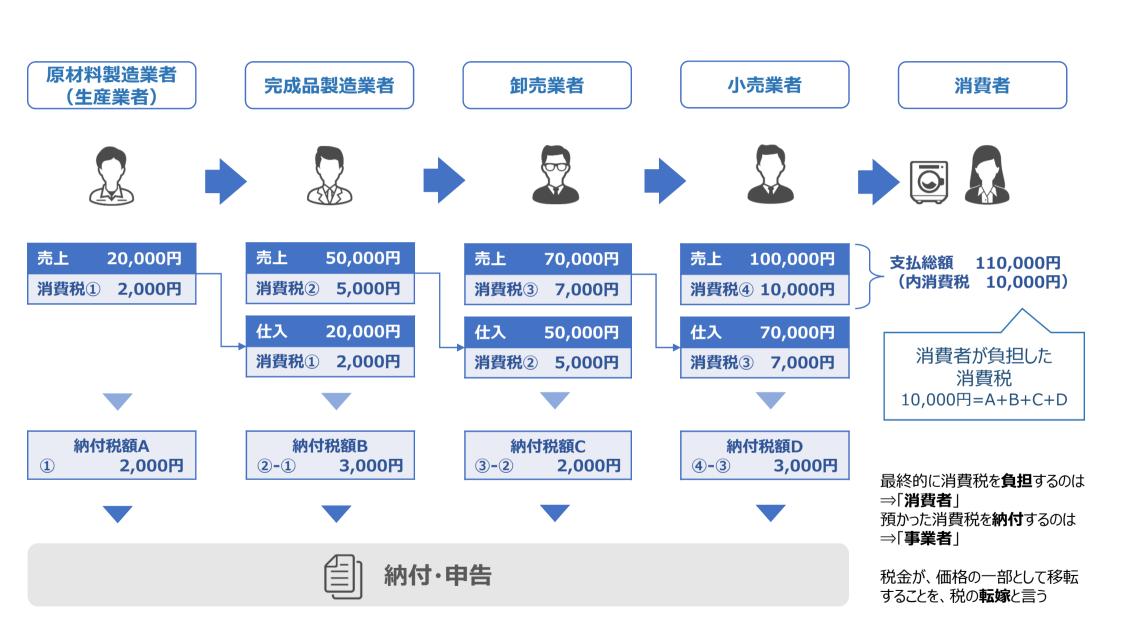
フジケミ東京株式会社 インボイス制度説明資料

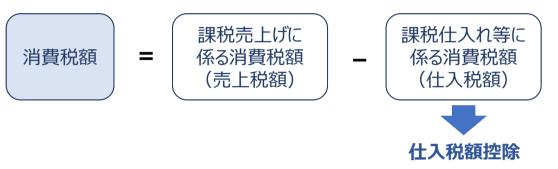
消費税の負担と納付の流れ



消費税額の計算方法

■ 消費税額の計算方法

- ▶課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」という) 計算する
- ▶仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要となる



■ 仕入税額控除の要件

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び事実を証する請求書等の 両方が保存が必要となる

	区分記載請求書等保存方式	令和5年 10月~ 適格請求書等保存方式 (インボイス方式)	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	同左	
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存	

課税事業者と免税事業者

■課税事業者と免税事業者

課税事業者	免税事業者
原則として、個人事業者は は 暦年 、法人は 事業年度 前々年、法人は前々事業年度	基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下 の事業者は、 原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告

その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000 万円を超 える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及 び納付を行う必要がある(「課税事業者」という)

を行う必要はない(「免税事業者」という)

※免税事業者でも、**課税事業者となることを選択**することができる

(参考) 簡易課税制度

- ▶基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、簡易課税制度を選択可
- ▶簡易課税制度を選択する場合、事前に届出の提出が必要
- ▶簡易課税制度を選択した場合、納付税額の計算方法は以下のようになる。

消費税額

課税売上に = 係る消費税額

課税売上に 係る消費税額

X

みなし 仕入率

事業区分	該当事業	率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	農業·建設業等	70%
第4種事業	それ以外の事業	60%
第5種事業	通信・サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

※簡易課税制度を選択している場合においては、請求書等の保存は要件としされておらず、帳簿の 備え付け、記録及び保存の義務のみが課されている

概要

■ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

⇒ 複数税率に対応したものとして**令和5年10月1日**に導入される、**仕入税額控除の方式**



■適格請求書とは

概要	▶ 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された 請求書や納品書その他これらに類する書類をいう
様式	様式は法令等で定められていない請求書・納品書・領収書・レシート等、その書類の名称は問わない手書きの領収書であっても、必要な事項が記載されていれば、適格請求書に該当する
留意点	 ▶ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可 ▶ 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる ▶ 課税事業者が、登録を受けることができる ▶ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができる ▶ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられている

適格請求書の記載事項

令和元年10月1日 軽減税率制度開始 令和5年10月1日 インボイス制度開始

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式 (インボイス方式)

請求書

〇〇株式会社御中

株式会社△△物産 20××年×月×日

12月分ご請求金額

:162,000円(税込)		
日付	品名	金額
12月1日	牛乳	590円
12月3日	米	2,980円
12月9日	コピー用紙(A4)	2,980円
;	:	:
	合計	162,000円

請求書

〇〇株式会社御中

株式会社△△物産 20××年×月×日

金額

110,000円

54,000円

12月分ご請求金額

日付

: 164,000円(稅込)

12月1日	牛乳 ※ ①	590円
12月3日	★ <mark>※</mark> ①	2,980円
12月9日	コピー用紙(A4)	2,980円
:	:	:
	合計	164,000円

品名

※軽減税率対象

1

請求書

〇〇株式会社御中

株式会社△△物産 20××年×月×日

消費税 4,000円

12月分ご請求金額

: 164.000円(税込)

1 10 1/0001 3 (1/000)			
日付	品名		金額
12月1日	牛乳 <mark>※</mark>		590円
12月3日	米 <mark>※</mark>		2,980円
12月9日	コピー用紙(A4	.)	2,980円
:	;		:
	2	計	164,000円
10%対象	100,000円	消費	員税10,000円

※軽減税率対象

8%対象

登録番号 T********

- (1) 軽減対象資産の譲渡等である旨の記載
- ② 税率ごとに合計した対価の額

10%対象

8%対象

(1) 税率ごとの消費税額及び適用税率

50,000円

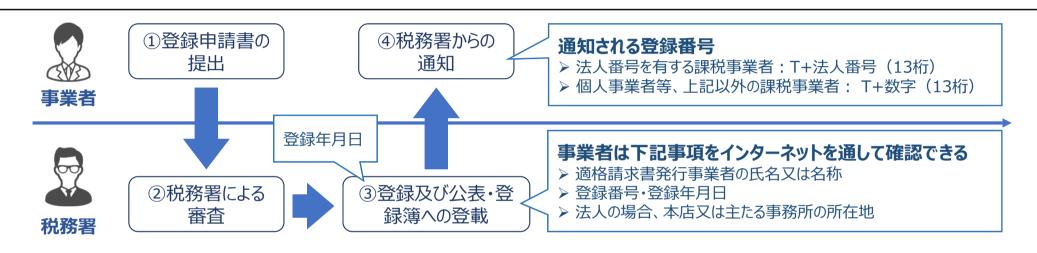
2 事業者登録番号

1

適格請求書発行事業者の登録申請

■概要

- ▶適格請求書等を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる
- ▶適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける
- ▶課税事業者であっても登録しなければ適格請求書は発行できない



■登録申請のスケジュール

